

新潟県条例第2号

特別職の職員の給与に関する条例及び新潟県議会議員給与条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年新潟県条例第30号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
(旅費及び費用弁償)			(旅費及び費用弁償)		
<p>第5条 特別職の職員が招集に応じ、又は職務のため旅行したときは、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める額の旅費又は費用弁償を支給する。</p> <p>(1) 知事 次の表の左欄に掲げる職員の旅費に関する条例(昭和30年新潟県条例第58号。以下「旅費条例」という。)の規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、旅費条例(附則第5項及び第6項の規定を除く。)を適用した場合に職員に支給される旅費の額に相当する額</p>			<p>第5条 特別職の職員が招集に応じ、又は職務のため旅行したときは、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める額の旅費又は費用弁償を支給する。</p> <p>(1) 知事 次の表の左欄に掲げる職員の旅費に関する条例(昭和30年新潟県条例第58号。以下「旅費条例」という。)の規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、旅費条例(附則第5項及び第6項の規定を除く。)を適用した場合に職員に支給される旅費の額に相当する額</p>		
(略)			(略)		
第22条第1項第1号	(略)	<u>国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第22号)による改正前の</u> 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号。以下「 <u>旧旅費法</u> 」という。)別表第1に規定する内閣総理大臣等に係る額に相当する額	第22条第1項第1号	(略)	国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号。以下「 <u>旅費法</u> 」という。)別表第1に規定する内閣総理大臣等に係る額に相当する額
(略)			(略)		
第34条第1項、第4項及び第5項、第34条の2第1項、第34条の3、第38条第1項並びに第38条の2第2号から第4号まで	(略)	<u>旧旅費法別表第2</u> に規定する内閣総理大臣等その他の者に係る額に相当する額	第34条第1項、第4項及び第5項、第34条の2第1項、第34条の3、第38条第1項並びに第38条の2第2号から第4号まで	(略)	<u>旅費法別表第2</u> に規定する内閣総理大臣等その他の者に係る額に相当する額
(略)			(略)		
<p>(2) 副知事 次の表の左欄に掲げる旅費条例の規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、旅費条例(附則第5項及び第6項の規定を除く。)を適用した場合に職員に支給される旅費の額に相当する額</p>			<p>(2) 副知事 次の表の左欄に掲げる旅費条例の規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、旅費条例(附則第5項及び第6項の規定を除く。)を適用した場合に職員に支給される旅費の額に相当する額</p>		
(略)			(略)		

第22条第1項第1号	(略)	旧旅費法別表第1に規定する指定職の職務にある者に係る額に相当する額
(略)		
第34条第1項、第4項及び第5項、第34条の2第1項、第34条の3、第38条第1項並びに第38条の2第2号から第4号まで	(略)	旧旅費法別表第2に規定する指定職の職務にある者に係る額に相当する額
(略)		

(3) (略)

(4) 県教育委員会の教育長及び委員、県選挙管理委員会の委員、県選挙管理委員会の管理する選挙における選挙長、県人事委員会の委員、県労働委員会の委員、あつせん員及び特別調整委員、収用委員会の委員（予備委員を含む。）、識見を有する者のうちから選任された県監査委員並びに県公安委員会の委員 次の表の左欄に掲げる旅費条例の規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、旅費条例（附則第5項及び第6項の規定を除く。）を適用した場合に職員に支給される旅費の額に相当する額。ただし、常時勤務する在勤庁のない者の旅行雑費を計算する場合における旅費条例第19条第1項の規定の適用については、旅行の出発地を在勤庁及び在勤地とみなす。

(略)		
第22条第1項第1号	(略)	旧旅費法別表第1に規定する7級以上の職務にある者に係る額に相当する額
(略)		
第34条第1項、第4項及び第5項、第34条の2第1項、第34条の3、第38条第1項並びに第38条の2第2号から第4号まで	(略)	旧旅費法別表第2に規定する7級以上の職務にある者に係る額に相当する額
(略)		

(5)・(6) (略)

2・3 (略)

別表（第2条関係）

知事 給料月額 1,300,000円

第22条第1項第1号	(略)	旅費法別表第1に規定する指定職の職務にある者に係る額に相当する額
(略)		
第34条第1項、第4項及び第5項、第34条の2第1項、第34条の3、第38条第1項並びに第38条の2第2号から第4号まで	(略)	旅費法別表第2に規定する指定職の職務にある者に係る額に相当する額
(略)		

(3) (略)

(4) 県教育委員会の教育長及び委員、県選挙管理委員会の委員、県選挙管理委員会の管理する選挙における選挙長、県人事委員会の委員、県労働委員会の委員、あつせん員及び特別調整委員、収用委員会の委員（予備委員を含む。）、識見を有する者のうちから選任された県監査委員並びに県公安委員会の委員 次の表の左欄に掲げる旅費条例の規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、旅費条例（附則第5項及び第6項の規定を除く。）を適用した場合に職員に支給される旅費の額に相当する額。ただし、常時勤務する在勤庁のない者の旅行雑費を計算する場合における旅費条例第19条第1項の規定の適用については、旅行の出発地を在勤庁及び在勤地とみなす。

(略)		
第22条第1項第1号	(略)	旅費法別表第1に規定する7級以上の職務にある者に係る額に相当する額
(略)		
第34条第1項、第4項及び第5項、第34条の2第1項、第34条の3、第38条第1項並びに第38条の2第2号から第4号まで	(略)	旅費法別表第2に規定する7級以上の職務にある者に係る額に相当する額
(略)		

(5)・(6) (略)

2・3 (略)

別表（第2条関係）

知事 給料月額 1,280,000円

副知事	〃	1,018,000円	副知事	〃	1,002,000円
教育長	〃	859,000円	教育長	〃	845,000円
地方公営企業管理者	〃	882,000円以内	地方公営企業管理者	〃	868,000円以内
知事の秘書	〃	588,000円以内	知事の秘書	〃	579,000円以内
県監査委員等			県監査委員等		
識見を有する者のうちから選任された委員			識見を有する者のうちから選任された委員		
常勤	〃	703,000円	常勤	〃	692,000円
非常勤	報酬月額	703,000円以内	非常勤	報酬月額	692,000円以内
議員のうちから選任された委員			議員のうちから選任された委員		
〃		189,000円	〃		186,000円
(略)			(略)		
県教育委員会			県教育委員会		
委員	報酬月額	213,000円	委員	報酬月額	210,000円
県人事委員会			県人事委員会		
委員長	〃	233,000円	委員長	〃	229,000円
委員	〃	213,000円	委員	〃	210,000円
審理を担当する委員			審理を担当する委員		
報酬日額		12,000円以内	報酬日額		11,000円以内
県労働委員会			県労働委員会		
会長	報酬月額	233,000円	会長	報酬月額	229,000円
公益委員	〃	213,000円	公益委員	〃	210,000円
労使委員	〃	181,000円	労使委員	〃	178,000円
あつせん員			あつせん員		
報酬日額		12,000円以内	報酬日額		11,000円以内
審査委員	〃	12,000円以内	審査委員	〃	11,000円以内
特別調整委員のうち			特別調整委員のうち		
公益を代表する者			公益を代表する者		
報酬月額		213,000円	報酬月額		210,000円
労使を代表する者			労使を代表する者		
〃		181,000円	〃		178,000円
県選挙管理委員会			県選挙管理委員会		
委員長	〃	233,000円	委員長	〃	229,000円
委員	〃	213,000円	委員	〃	210,000円
県選挙管理委員会の管理する選挙における			県選挙管理委員会の管理する選挙における		
選挙長(選挙分会長を含む。以下同じ。)			選挙長(選挙分会長を含む。以下同じ。)		
報酬日額		12,200円以内	報酬日額		11,000円以内
選挙立会人			選挙立会人		
〃		10,100円以内	〃		9,000円以内
県公安委員会			県公安委員会		
委員長	報酬月額	233,000円	委員長	報酬月額	229,000円
委員	〃	213,000円	委員	〃	210,000円
収用委員会			収用委員会		
会長	報酬日額	25,000円	会長	報酬日額	24,000円
委員	〃	22,000円	委員	〃	21,000円
海区漁業調整委員会			海区漁業調整委員会		
会長	〃	22,000円	会長	〃	21,000円
委員	〃	19,000円	委員	〃	18,000円
専門委員	〃	19,000円	専門委員	〃	18,000円
内水面漁場管理委員会			内水面漁場管理委員会		
会長	〃	22,000円	会長	〃	21,000円

委員	〃	<u>19,000円</u>	委員	〃	<u>18,000円</u>
専門委員	〃	<u>19,000円</u>	専門委員	〃	<u>18,000円</u>
非常勤の顧問、参与及び県専門委員			非常勤の顧問、参与及び県専門委員		
報酬日額の場合		<u>65,000円以内</u>	報酬日額の場合		<u>64,000円以内</u>
報酬月額の場合		<u>651,000円以内</u>	報酬月額の場合		<u>641,000円以内</u>
報酬年額の場合		<u>1,059,000円以内</u>	報酬年額の場合		<u>1,042,000円以内</u>
附属機関の構成員	報酬日額	<u>31,000円以内</u>	附属機関の構成員	報酬日額	<u>30,000円以内</u>
臨時又は非常勤の調査員、嘱託員及びこれらに準ずる者			臨時又は非常勤の調査員、嘱託員及びこれらに準ずる者		
報酬日額の場合		<u>53,000円以内</u>	報酬日額の場合		<u>52,000円以内</u>
報酬月額の場合		<u>524,000円以内</u>	報酬月額の場合		<u>516,000円以内</u>
報酬年額の場合		<u>524,000円以内</u>	報酬年額の場合		<u>516,000円以内</u>

(新潟県議会議員給与条例の一部改正)

第2条 新潟県議会議員給与条例（昭和25年新潟県条例第2号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第2条 議長、副議長及び議員の議員報酬額は、次のとおりとする。	第2条 議長、副議長及び議員の議員報酬額は、次のとおりとする。
議長 月額 <u>100万8,000円</u>	議長 月額 <u>99万2,000円</u>
副議長 月額 <u>88万2,000円</u>	副議長 月額 <u>86万8,000円</u>
議員 月額 <u>80万7,000円</u>	議員 月額 <u>79万4,000円</u>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。